

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

子育てエコホーム支援事業の補助要件等について

標記について、国土交通省から周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細につきましては、国土交通省のホームページ等をご覧ください。

記

1. 支援事業の名称

11月10日に閣議決定された令和5年度補正予算案に住宅の省エネ化への支援を強化するための補助制度である「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」が盛り込まれました。この支援事業の名称が「子育てエコホーム支援事業」に決定しました。

2. 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

※若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

3. 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。

※経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り（交付申請までに事業者登録が必要）。

4. 補助額

(1) 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

①長期優良住宅＝１００万円／戸

②ＺＥＨ住宅＝ ８０万円／戸

(強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲２０％に適合するもの)

(2) 住宅のリフォーム

①リフォーム工事内容に応じて定める額

○子育て世帯・若者夫婦世帯：上限３０万円／戸

○その他の世帯：上限２０万円／戸

※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合＝６０万円／戸

※長期優良リフォームを行う場合

○子育て世帯・若者夫婦世帯：上限４５万円／戸

○その他の世帯：上限３０万円／戸

②補助額の算定方法

次の(1)～(3)のいずれかに該当するリフォーム工事を実施した場合に、対象となるリフォーム工事等に応じて、(1)～(8)における補助額の合計。

(1) 開口部の断熱改修、(2) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、(3) エコ住宅設備の設置、(4) 子育て対応改修、(5) 防災性向上改修、(6) バリアフリー改修、(7) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事、(8) リフォーム瑕疵保険等への加入

5. 「子育てエコホーム支援事業」のホームページ

「子育てエコホーム支援事業」の補助対象、補助額、申請方法、今後の予定等については、国土交通省のホームページにてご確認ください。

※国会での補正予算の成立が前提となります。

◆子育てエコホーム支援事業について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html

6. 本件に関する問合せ先

(1) 子育てエコホーム支援事業お問い合わせ窓口

①TEL：０３－６６３２－９９５５（通話料がかかります）

②受付時間：９：００～１７：００（土・日・祝日を含む）

(2) 国土交通省の問い合わせ窓口

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL：０３－５２５３－８１１１（内線３９４７１）

7. 本件に関する全住協の問合せ先

(一社) 全国住宅産業協会 担当：岩脇 TEL：０３－３５１１－０６１１